発行責任者 / 小　林　政　仁
発　行　日 / 2025年5月1日

一心

No. 227

社報タイトル「一心」は社内で掲げる２０２５年の標語です。

小林合同会計
代表社員 税理士 小林政氏　代表社員 税理士 小林政仁
税理士 須賀保雄
税理士法人　小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL：048-253-5668　FAX：048-253-7602
URL：https://www.kg-tax.jp

６月の税務

● ６月１０日

１．５月分源泉所得税･住民税の特別徴収税額･納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（前年１２月～当年５月分）の納付

● ６月１６日

２．所得税の予定納税額の通知

● ６月３０日

３．４月決算法人の確定申告〈法人税･地方法人税･消費税及び地方消費税･法人事業税･(法人事業所税)･法人住民税〉

４．１月，４月，７月，１０月決算法人の３月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉

５．法人･個人事業者の１月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税及び地方消費税〉

６．１０月決算法人の中間申告〈法人税･地方法人税･消費税及び地方消費税･法人事業税･法人住民税〉（半期分）

７．消費税の年税額が４００万円超の１月，７月，１０月決算法人の３月ごとの中間申告〈消費税及び地方消費税〉

８．消費税の年税額が４，８００万円超の３月，４月決算法人を除く法人･個人事業者の１月ごとの中間申告（２月決算法人は２か月分）〈消費税及び地方消費税〉

９．国外財産調書・財産債務調書の提出

● ６月，８月，１０月及び１月中（均等割のみを課する場合にあっては６月中）において市町村の条例で定める日

１０．個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第１期分）

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

税務マメ知識

資本金と優遇税制について

T．A

資本金の額によって、税制上様々な優遇措置を受けることができます。
資本金の額による主な優遇措置は次のとおりです。

資本金 1,000 万円以下	・法人住民税の均等割額が最小限に抑えられます。
資本金 3,000 万円以下	・特定の機械等を購入した際に特別控除の適用を受けられます。
資本金 1 億円以下	・年間所得 800 万円までの法人税率が軽減されます。 ・年間 800 万円までの交際費が全額損金として算入できます。 ・取得価額 30 万円未満の固定資産は、全額を損金として計上できます。 ・貸倒引当金の損金算入が認められます。 ・過去の赤字(欠損金)を、翌期以降の黒字(所得)から控除できます。 ・赤字が出た場合、前期の黒字と相殺し、前期収めた法人税の還付を受けられます。

詳細は、担当者にお問い合わせください。

新たな未来へ！４名の新入社員が入社しました。

令和７年４月１日、入社式を執り行いました。
本年度入社したのは、Y.K 、R.H 、F.H 、K.Y の４名です。
新入社員の若い力と新しい視点が、当社のさらなる発展に繋がることを確信しております。社員一同、皆様と共に成長していけることを楽しみにしております。
今後ともよろしくお願い申し上げます。